

## 気仙沼市中小企業・小規模企業振興基本条例に対する意見への対応について

No.	条例(案) ページ	条例(案) 条番号	寄せられたご意見の要旨	意見に対する市の考え方
1		全体	<p>1 中小企業・小規模企業振興基本条例は、小規模企業・小企業への支援を中心にすべきである。</p> <p>国では小規模企業振興基本法を制定し、小規模企業と併せて小企業の振興を重視することを打ち出した。</p> <p>気仙沼市の事業所の多くが小規模企業であり、中でも従業員5人以下の小企業が大多数を占めている。市内の中企業には地元大手が含まれ、「外貨」を稼ぐ業種だが、小規模企業・小企業は下請け業者、または市民の衣食住や安心・安全に直接関わる業種が多く、地域のコミュニティづくりにも直接役割を果たしている。</p> <p>① 小規模企業・小企業を中心とした振興条例にすべきであり、条例の名称を「小規模企業・中小企業振興基本条例」とし、小規模企業・小企業重視をはっきり打ち出すべきではないか。</p> <p>② 前文において、産業重視・成長発展重視の記述になっているが、市民の暮らしを守る役割にも言及し、「持続的な発展」も評価すべきではないか。</p> <p>③ 第1条（目的）において、小規模企業・小企業の役割を踏まえ、「地域社会の維持・発展」等の文言を加えてはどうか。</p> <p>④ 第2条（定義）において、「小企業者」の定義を入れるべきであり、以後の条文でも「小企業」に関する条項を加えるべきではないか。</p>	<p>1 ① 本条例は、中小企業基本法に加え平成26年に小規模企業振興基本法が制定されたことを踏まえ、中小企業のみならず、人材や資金といった経営資源に制約があり、人口減少、高齢化、経済のグローバル化による競争の激化等の構造変化に直面しやすい小規模企業の支援を推進する観点から、「中小企業」と「小規模企業」の振興を並記しています。</p> <p>小規模企業振興基本法の中では、「小規模企業者」と「小企業」がそれぞれ規定されておりますが、本条例で規定する役割については区分するまでには至らないと考え、「小規模企業」のみを記載することで整理しております。</p> <p>なお、「小企業」については、逐条解説において解説を加えることとします。</p> <p>また、本条例では、「中小企業」「小規模企業」のどちらか一方を重視するといった意図はなく、並列と捉えておりますことから、一般的な順番である「中小企業・小規模企業振興基本条例」とすることとし、修正は行わないこととします。</p> <p>② ご指摘を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>・前文第2段落 『本市の発展の原動力となり、 _____地域社会を支え、』 →『本市の発展の原動力となるとともに、<u>地域貢献、地域振興に資する活動等</u>を通じて地域社会を支え、』</p> <p>③ ご指摘を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>・第1条 『本市経済の持続的発展及び雇用の場の創出を図り、 _____市民生活の向上に寄与することを目的とする。』 →『本市経済の持続的発展及び雇用の場の創出を図り、<u>豊かで活力ある地域社会の実現及び市民生活の向上に寄与</u>することを目的とする。』</p>

No.	条例(案) ページ	条例(案) 条番号	寄せられたご意見の要旨	意見に対する市の考え方
				<p>④ ①と同様に、本条例で規定する役割については区分するまでには至らないと考え、「小規模企業」のみを記載することといたしますが、第2条第2号の「小規模企業者」の定義において、「小企業者」についても記述し、「小規模企業者」の中に「小企業者」が含まれることを示すこととします。</p> <p>この点は、逐条解説において解説を加えることとします。</p>
1		全体	<p>2 この条例を、若者を呼び戻す条例に。</p> <p>「中小企業振興条例」は地域づくりの条例とも言われている。大企業に頼らずに中小企業を振興することが、地域の力を育て地域を豊かにすることにつながることから、地元の中小企業・小規模企業・小企業が地元で若者を定着させるために労働環境や待遇改善に努めることを促すことが大切である。</p> <p>そのためには地元中小企業・小規模企業・小企業の経営者自身も大きく変わらなければならない。持続可能な地域社会の実現に、産業経済面からアプローチするのが本条例の役目と考える。</p> <p>気仙沼市が条例制定を機に「光り輝く市」として若者を引き留め呼び込むロールモデルとなることを期待したい。</p>	<p>2 若者の地元就職及び就業定着の促進については、第16条（雇用の確保及び労働環境の整備の促進）にも記述しているところである。</p> <p>今後の若者の地元定着に向けた施策等の具体的な検討に当たっては、ご意見を参考にしながら、その着実な実施に取り組んでまいります。</p> <p>なお、ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前文第5段落の修正</li> </ul> <p>『若者の市内への定住を視野に入れた雇用の創出』</p>
		全体	<p>3 横文字は極力排し、できるだけわかりやすい文言にすべき。</p> <p>横文字は条例文にふさわしくないのではないかと。条例を市民に分かってもらい、守ってもらうためにはわかりやすいことが肝心である。また、基本条例であるため親しみやすいことも重要である。条例以外に解説書が必要なほど難解では困るので、平明さを心がけて欲しい。</p>	<p>3 本条例における横文字は、第2次気仙沼市総合計画との整合性を図る必要等があることから、一定程度使用していますが、一部の語句については、第2条で意味を定義する、他の言葉に言い換える等の方法で整理いたしました。</p> <p>さらに逐条解説においても解説を加え、親しみやすく平明な説明に努めます。</p>
	3	第4条	<p>4 域内循環の強化。「市の責務」とすることを提案する。</p> <p>ローカルファーストの理念を徹底するために、第4条（市の責務）に「工事の発注、物品や役務の調達において、ローカルファーストに努める」と規定してはどうか。</p>	<p>4 「域内循環の強化」については、市のみでは実施できないことから、「市の責務」として規定することは難しいと考えます。</p> <p>また、「工事の発注、物品や役務の調達」についての考え方は、第18条第5号において示しているところです。</p>

No.	条例(案) ページ	条例(案) 条番号	寄せられたご意見の要旨	意見に対する市の考え方
1		全体	<p>5 この条例に「ローカルファースト」の文言はふさわしくないのではないか。</p> <p>「・・・ファースト」が必ずしもいい意味に捉えられていない。</p> <p>長く使われる基本条例なので「ローカルファースト」ではなく「域内循環の重視」などの文言を使用してはどうか。</p>	<p>5 「ローカルファースト」は第2次気仙沼市総合計画内でも使用しており、本条例においても気仙沼市の特色と捉えて使用しております。</p> <p>なお、第3条第4項において、「中小企業・小規模企業が物品の供給又はサービス若しくは技術の提供を行うに当たり、国内外にわたる地域間の自由な交易」を基本とすることを記述しており、狭義の「ローカルファースト」を指しているものではないことを示しております。</p> <p>この点は、逐条解説において解説を加えることとします。</p>
	3	第4条	<p>6 一定期間で見直す、基本計画の策定を。</p> <p>中小企業・小規模企業・小企業を取り巻く環境は大きく変化するものである。条例の制定後はその時々々の環境に合わせた取組が行われ、その中で地元業者の持続的な発展が行われる。</p> <p>市に総合計画があるように、中小企業の振興にもその時々々の目標・重点事業を定める振興計画あるいは振興ビジョンを設け、その総括と次のビジョンの目標を定めるべきではないか。</p> <p>目標・計画を持つことは条例化し、中身を会議体で決める形としてはどうか。</p>	<p>6 第24条において、関係機関・団体等とともに会議体を組織し、有識者からの意見聴取等を行い、協働による施策の策定・実施に努めること、また、毎年度、会議体において施策の進捗状況を報告し、評価及び検証を行い、必要な見直しを行うことを規定しており、第25条では毎年度、施策の進捗状況を取りまとめ、その成果を公表することを規定しています。</p> <p>ご意見のありました、基本計画の策定（振興計画・振興ビジョンによる総括と目標の設定）については、その会議体の中で、改めて、その必要性について検討・議論することとし、修正は行わず、今後の取組の中で対応してまいります。</p>
	3	第7条	<p>7 第7条（商業者等の取組）は削除すべきではないか。</p> <p>産業の1つである商業だけを取り出して「商業者等」としたのはなぜか。地域コミュニティの担い手という意味では他業種もその役割を果たしているため、他業種の誤解を招きかねないため、削除してはどうか。</p>	<p>7 「商業者等」以外の業種も地域コミュニティの担い手の役割を果たしているため、他業種の誤解を招きかねないというご指摘を踏まえ、条例（案）の第7条は削除することとし、各主体の「取組」については、本条例の表題である「中小企業者」と「小規模企業者」の2つのみを記述することとしました。</p> <p>また、関連する第20条「商店街等組織の支援」につきましては、近年の事業環境の変化により商店街等組織の組織力が低下し、その役割を果たすことが困難になってきていることを踏まえ、個社だけでなく組織に対する支援も必要となっていること、また、商店街等組織は商業者のみではなく他業種も含めて組織されていることを踏まえ、削除しないこととします。</p> <p>この点は、逐条解説において解説を加えることとします。</p>

No.	条例(案) ページ	条例(案) 条番号	寄せられたご意見の要旨	意見に対する市の考え方
1	6	第 18 条 第 4 号	<p>8 本条例に「外国人労働者の活用促進」を規定するのはふさわしくない。</p> <p>この規定は、若手労働者の雇用をそのままにし、安易に外国人労働者の雇用に流されてしまうことを助長しかねない。地元の労働力強化を目指す本条例にはふさわしくないのではないかと。</p>	<p>8 若手労働者の雇用については、第 16 条第 1 号において、新規学卒者等の若者及び U I J ターンを希望する者の中小企業・小規模企業への就職及び就業定着について規定しているところです。</p> <p>また、外国人材（外国人労働者）の活用促進については、第 17 条第 4 号は事業の海外展開及び国際化のための労働力を確保する 1 つの手法として規定しておりますが、誤解が生じないように、逐条解説において解説を加えます。</p>
	6	第 18 条 第 5 号	<p>9 「職業観や勤労観を育成するキャリア教育の推進」とあるが、特定の職業観・勤労観を押し付ける印象を受ける。地元のさまざまな職業や働き甲斐などの教育などの教育ならば、「職業教育」としてはどうか。この条文そのままでは、「特定の職業観・勤労観を持ったキャリアの養成」と誤解されかねない。</p>	<p>9 「職業観」「勤労観」は、職業についての理解や考え方、働くことに対する価値観という意味で広く使用されているものと捉えて使用しておりますが、ご指摘を踏まえ、誤解が生じないように、次のとおり修正します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 9 条第 1 項 『健全な職業観・勤労観_____の醸成及び育成』 →『<u>職業及び勤労に対する健全な意識</u>の醸成及び育成』</li> <li>・第 17 条第 5 号 『<u>職業観や勤労観_____を_____育成する</u>』 →『<u>職業及び勤労に対する意識の醸成及び育成を図る</u>』</li> </ul> <p>なお、「職業教育」は即戦力となる知識・技能を習得するための教育を指すことが多いことから、この規程の趣旨とは異なると考えます。</p>

No.	条例(案) ページ	条例(案) 条番号	寄せられたご意見の要旨	意見に対する市の考え方
2	2	第3条 第2項	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を活性化し、促進していくためには、それぞれの事業の中で、外部からの評価があり、一般消費者に認知していけることが重要です。市内には様々な職種における事業が存在します。個社においては、それぞれの特色を持ち、それぞれの顧客と相対峙し、商行為につながっておりますが、様々な要因により、それ以上に広げられない側面もあります。</li> </ul> <p>今後、外部からの商流の流れも視野に入れながら、市内の商慣習を良好な状況に置き換えていくとするならば、個社の特色を「気仙沼市」として評価していただく手段を考えていただくことが必要と考えます。そしてその評価にあたり、同業他社に対し、その考え方を伝え、それぞれの個社においても特色を醸し出すための競争意識を引き出させることが必要と考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市では、個社の事業を直接評価するといった取組は行っておりませんが、例えば創造的産業復興支援事業では、新たな事業展開を行う事業者を選考委員会で選考の上採択し、記者発表・ホームページ等で周知する等の取組を行っております。</li> </ul> <p>また、事業の認知度を高め、事業者の競争意識を引き出すに当たっては、効果的な周知が重要であることから、第22条で掲げている広報活動の充実が必要と考えており、その具体的な方法等については、今後会議体の中で検討・議論していくこととしています。</p> <p>なお、商品、サービス及び技術に関しては、第18条第3号において、「高い付加価値を持つ魅力ある商品、サービス又は技術を提供する中小企業・小規模企業に関する情報の発信及び提供」について規定しており、今後具体的な事業を検討したいと考えているところです。</p> <p>以上を踏まえ、条例の修正は行わず、今後の取組の中で対応していくこととします。</p>